

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備
導入支援事業費補助金

～解説資料～

令和2年4月
一般社団法人都市ガス振興センター

補助事業の目的

1. エネルギー需給構造を強靱化し、大規模災害時における社会経済活動の維持を図るための、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムの普及促進。
2. 化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO₂排出量が最も少なく、窒素酸化物の排出量も少ないという優れた環境特性を持つ、天然ガスを利用する設備の普及促進。

政府想定地震対象エリア及び 政令指定都市等の大都市等

- 政府想定地震
 - ①南海トラフ地震
 - ②首都直下地震
 - ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ④中部圏・近畿圏直下地震
- 熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域
- 政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市

対象事業となる施設について

指定の地域に設定される停電対応型コージェネレーション

中圧ガス導管等でガス供給を受けている下記のいずれかの施設に設置されること。

(ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設

- 避難場所
- 避難所

(ア) 国や地方自治体と協定を締結している帰宅困難者受入施設

- 帰宅困難者受入施設
- 帰宅困難者支援ステーション
- 一斉帰宅抑制事業者
- 津波避難ビル

(イ) 災害時に機能維持する必要性のある施設

- 救急指定病院
- 福祉避難所
- 地方自治体等の施設

(ウ) 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している工場・事業場

※災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センターは対象外となる（厚労省補助金で代替可）

ア) 避難所等について

- 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設
- 国や地方自治体と協定を締結している帰宅困難者受入施設
- 補助対象設備が当該施設の機能維持・サービス提供に寄与していること。
このことがわかる説明資料を添付すること。
- 収容できる人数等がわかるようにすること。

ア) 避難所等について

災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設

	項目	定義・要件
1	防災計画指定の避難場所	工場などの敷地内（グラウンド等）が指定されている場合、避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※
2	防災計画指定の避難所	避難所は避難生活をするための場所である。「収容避難場所」は、一定期間の生活に必要な物資をある程度そろえており、屋内施設が指定されているため降雨などの心配が無いように考えられている。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※

※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房
風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

国や地方自治体と協定を締結している 帰宅困難者受入施設（１）

	項目	定義・要件
1	自治体と協定のある 帰宅困難者受入施設	自分の所属する学校事業所などにとどまれない、帰宅できない場合に避難しとどまる施設。 帰宅困難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※
2	自治体と協定のある 帰宅困難者支援ステーション	水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う。 公立学校、コンビニ、ガソリンスタンド等 帰宅困難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※

※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房
風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

国や地方自治体と協定を締結している 帰宅困難者受入施設（２）

	項目	定義・要件
3	自治体に登録した 一斉帰宅抑制事業者	災害発生時、大量の帰宅困難者が一斉に帰ろうとすると警察・消防・自衛隊の車両の移動に支障をきたす。 また、徒歩帰宅中に余震等で二次被害に遭う可能性もある。 事業者が従業員の一斉帰宅を抑制するために、必要な措置（事業所の耐震性の強化、3日以上食糧・水の備蓄等）を講じる。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※
4	自治体と協定のある 津波避難ビル	津波避難ビルは、浸水想定区域内にある津波避難を目的とする建築物。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※

※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房
風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

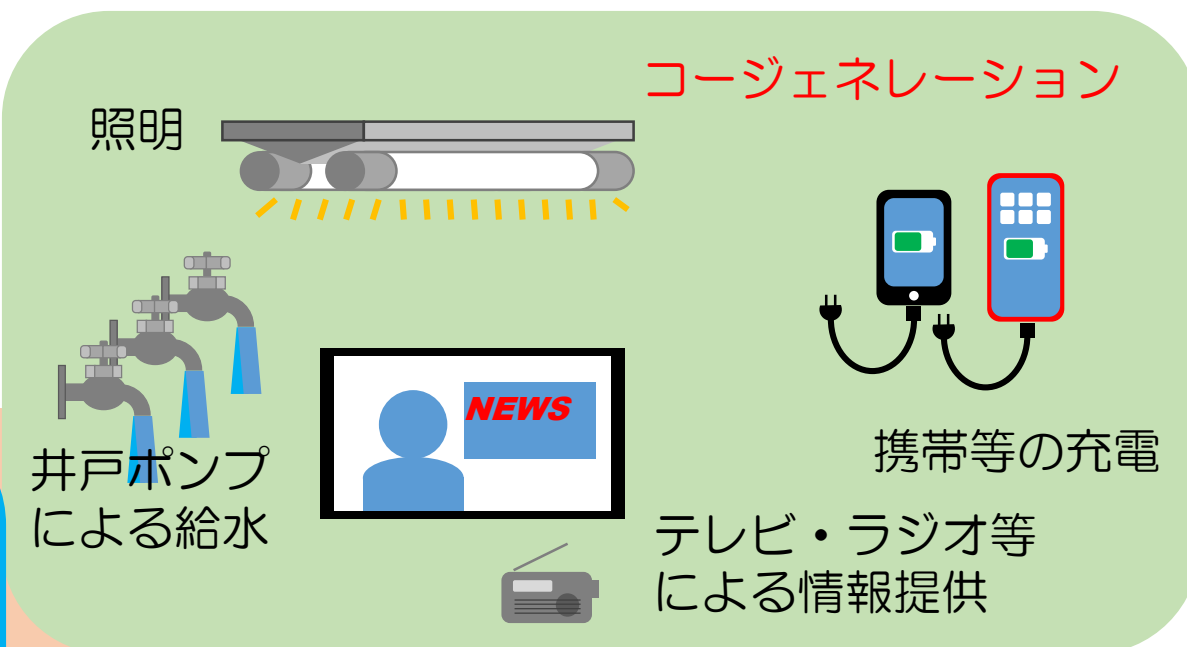
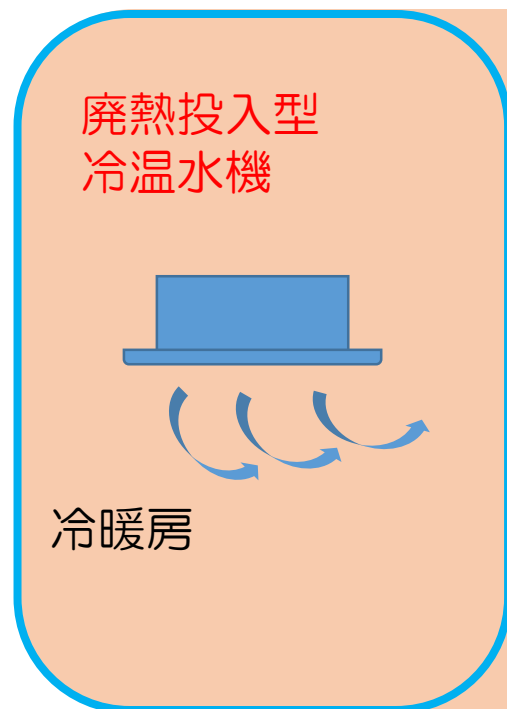
その他

項目	定義・要件
町内会等住民団体との防災協定	自治体は、より地域に密着した防災対策を実施するために、町内会・自治会等の住民団体を活用している。地場企業等と連携しての防災対策策定を推奨している自治体も多い。共同で防災訓練を実施したり、物資を企業の倉庫等に備蓄してもらう等、企業-住民団体で協定を結ぶケースがある。自治体との3者で締結する場合、自治体を取り持って2者で締結する場合などがある。 協定は自治体も含めた3者で締結すること。 避難者に対してユーティリティを提供する施設に、災害時に対象設備が寄与すること。※ ウ) 災害時の協定でも申請可

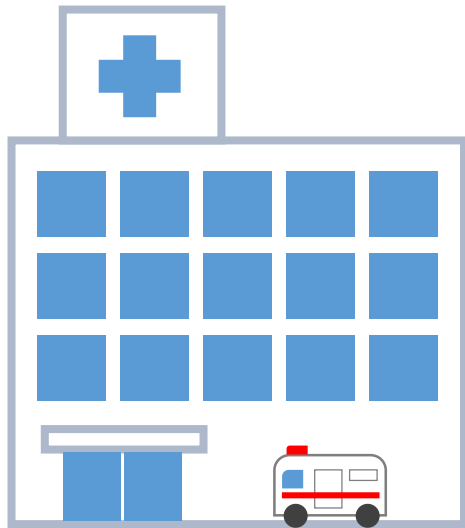
※：運営のための電源、携帯電話等の充電のための電源提供、休憩場所のための冷暖房風呂シャワーの提供等

ア) 避難所等について

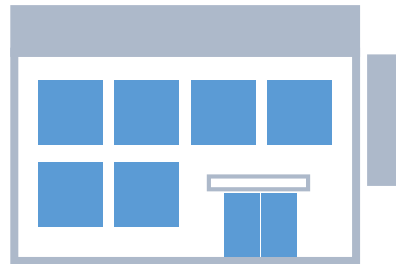
避難所等における
設備の役割



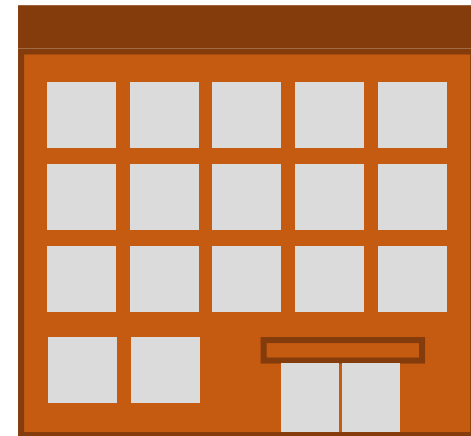
イ) 災害時に機能維持する必要がある施設について



救急指定病院
など



国や地方公共団体が
認定・指定する
医療施設・福祉避難所



地方公共団体等の施設

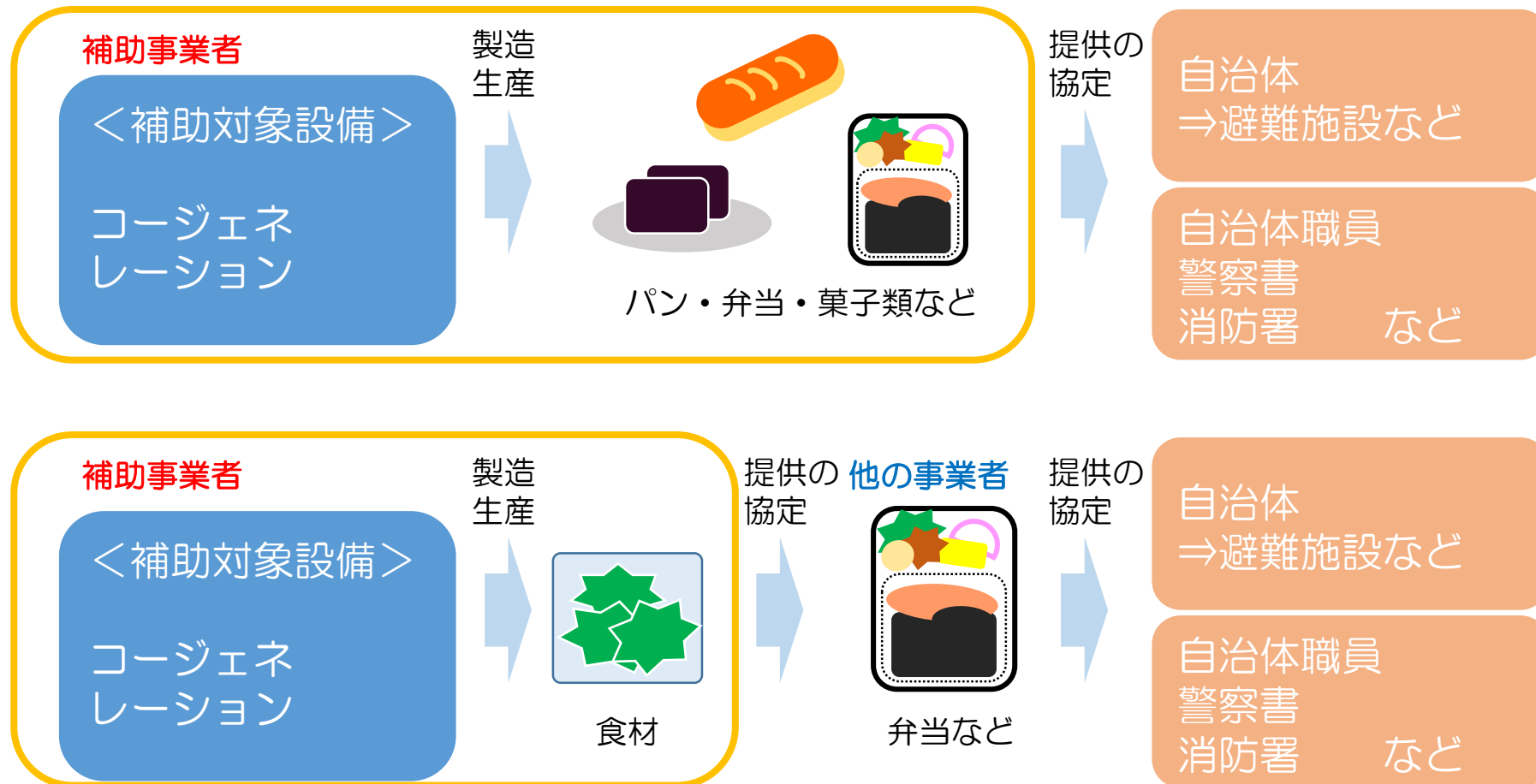
※災害拠点病院、
救命救急センター、
周産期母子医療センターは
対象外

ウ) 物資提供の協定について

- 国や自治体と震災時の物資提供や災害時の協定を締結していること。
- 工業炉の場合は、提供する物資が最終製品であること（材料、部品は不可）。
- 補助対象設備が提供する物資の製造・生産に寄与していること（備蓄の提供のみは不可）。このことがわかる説明資料を添付すること。
- 協定に具体的な品名や数量などが記載されていない場合は、説明資料を添付すること。

ウ) 物資提供の協定について

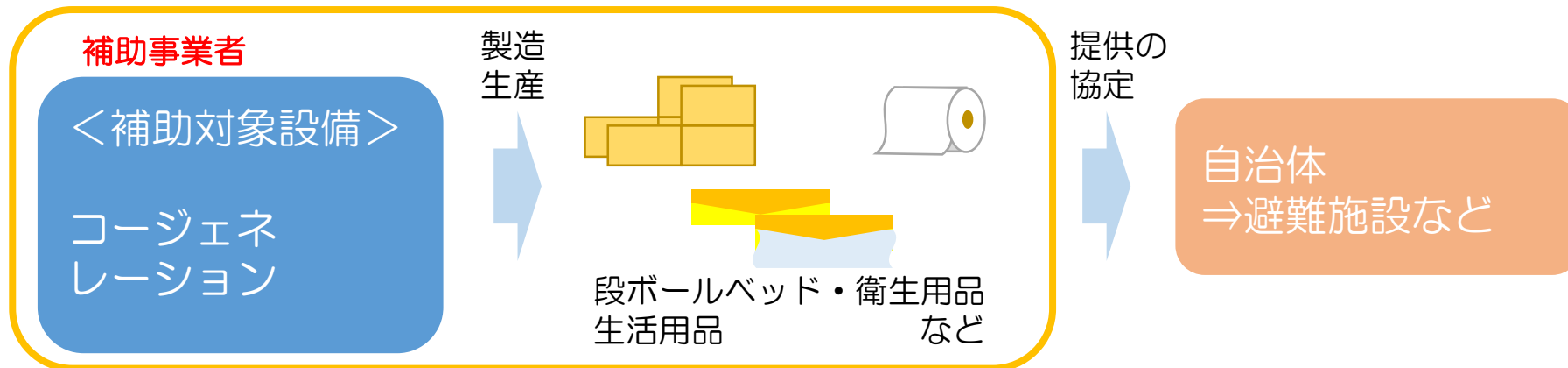
食料品の例



※自治体等と協定のある他の事業者に、協定や覚書を締結して食材などを提供する場合。
すべての協定・覚書等の原本を確定検査時に確認します。

ウ) 物資提供の協定について

生活用品の例



補助対象設備

停電対応型
コージェネレーション



ガスエンジンCGS
ガスタービンCGS
燃料電池 等

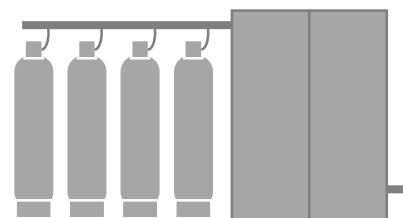
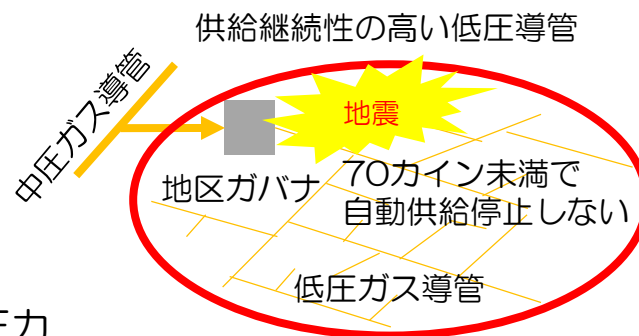
中圧ガス導管等で
ガス供給を受けている
災害時にも対応可能な
天然ガス利用設備

中圧ガス導管等

■都市ガスの**中圧供給**
供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力

■**供給継続性の高い**低圧供給
都市ガス供給事業者が供給
停止判断基準をSI値70カイン
以上としている低圧エリア

■低圧供給を受けていて
移動式ガス発生設備を保有

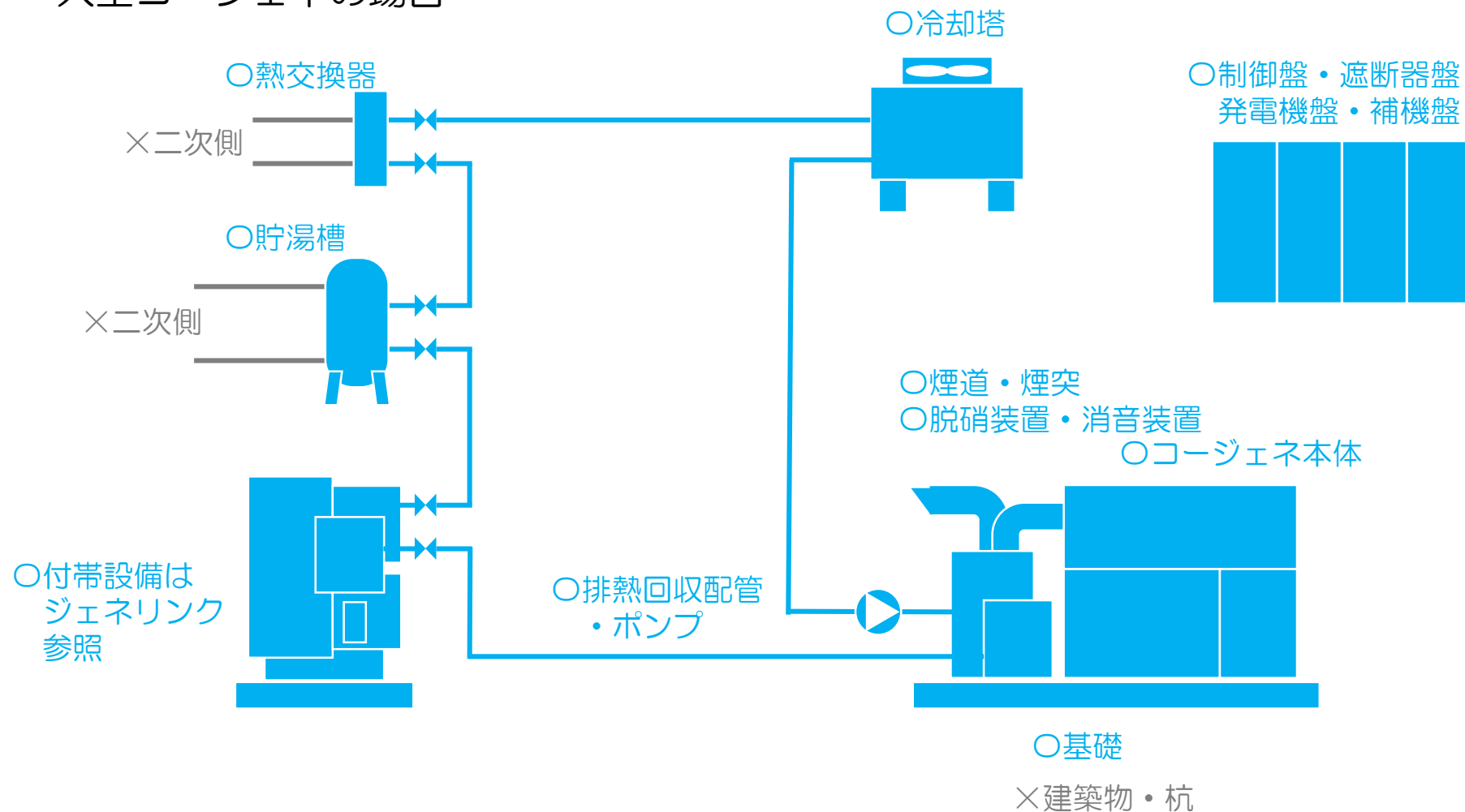


移動式ガス発生設備

補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

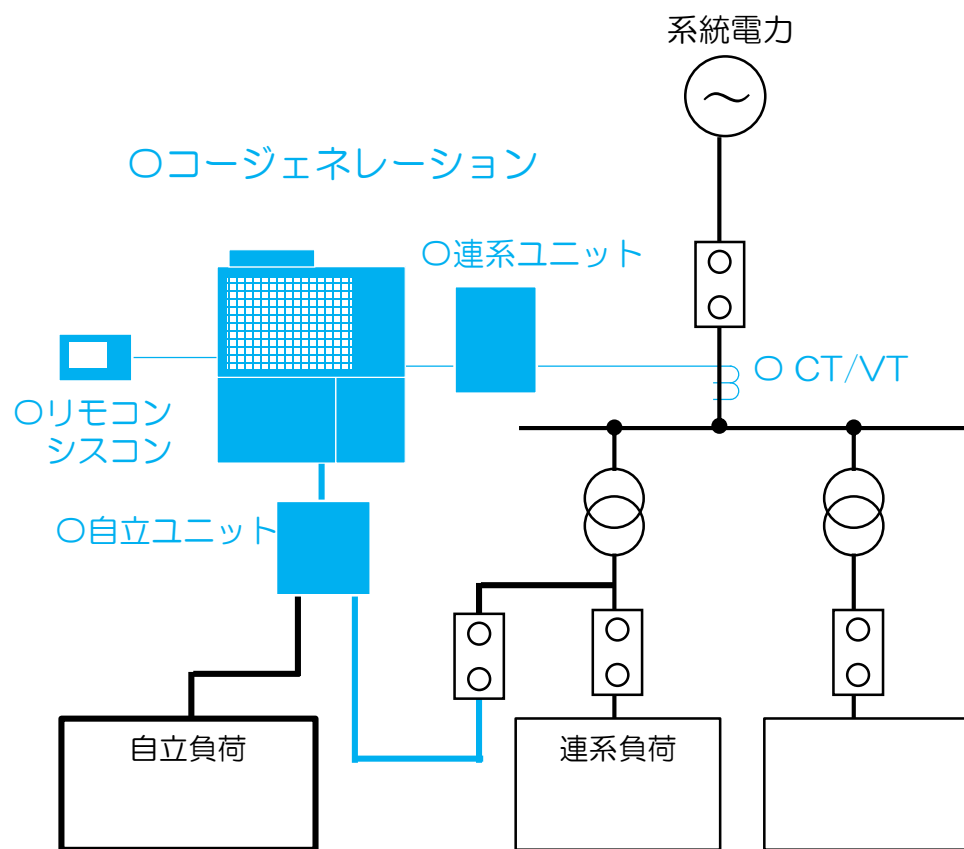
大型コージェネの場合



補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

マイクロコージェネの場合

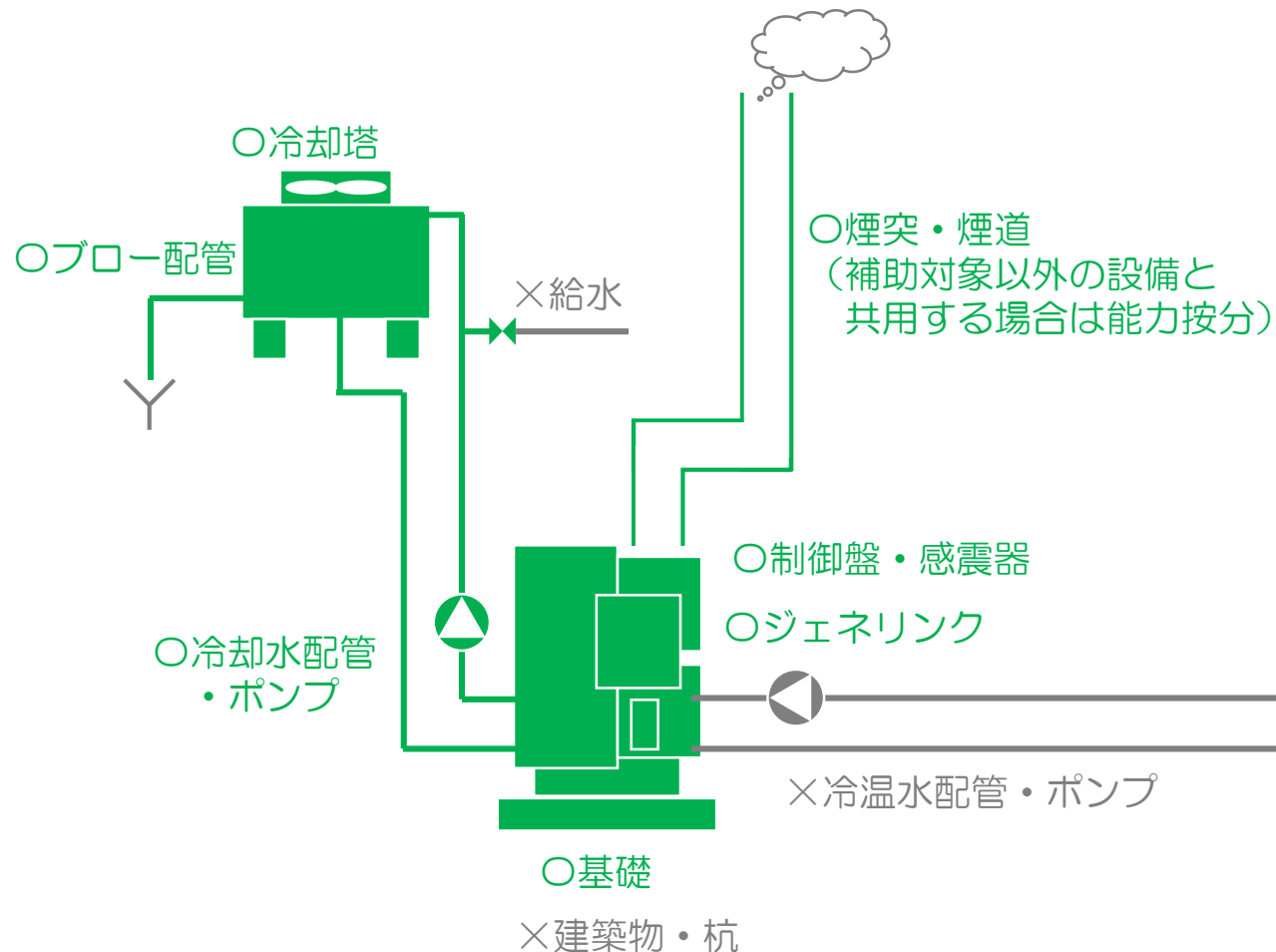


※排熱回収系は大型コージェネに準じます。

補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

(ウ) ジェネリンクの例



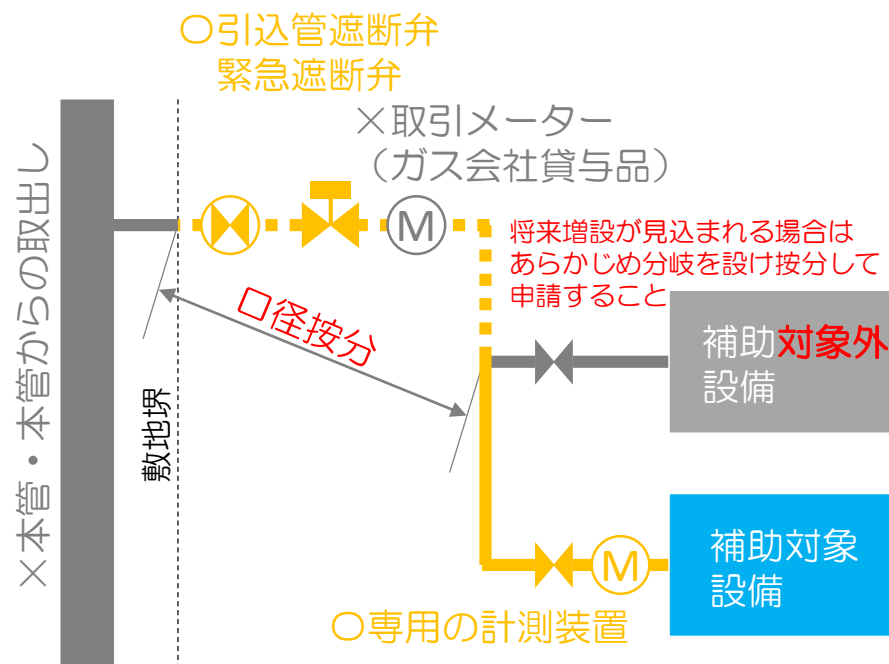
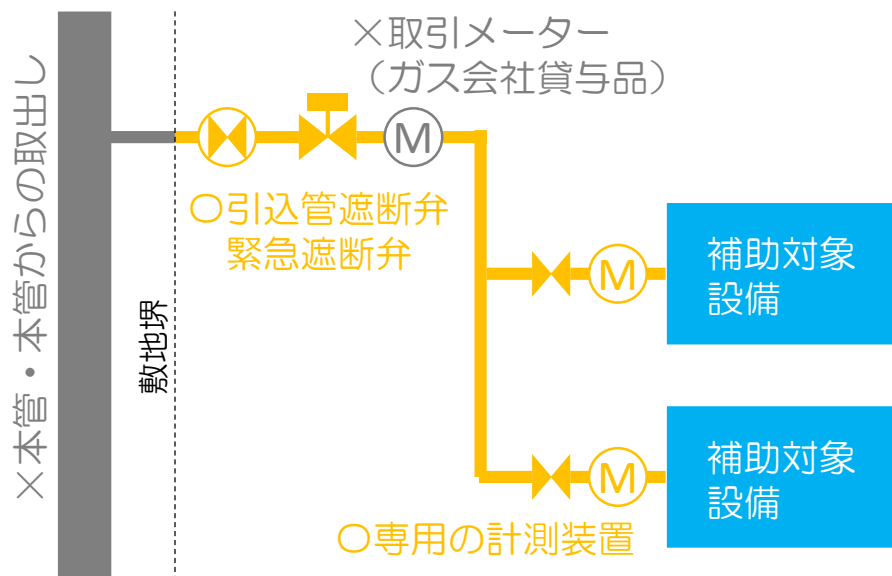
補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

・敷地内ガス配管

○ガス配管（バルブ等を含む）、ガバナ、ストレーナー、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器
電気防食、埋設工事（復旧工事を含む）、配管支持金具等
×ガバナ・緊急遮断弁・取引メーター等の建屋・フェンス・庇等
△補助対象設備以外の設備と共用するものは口径按分とする

（１）新設の場合



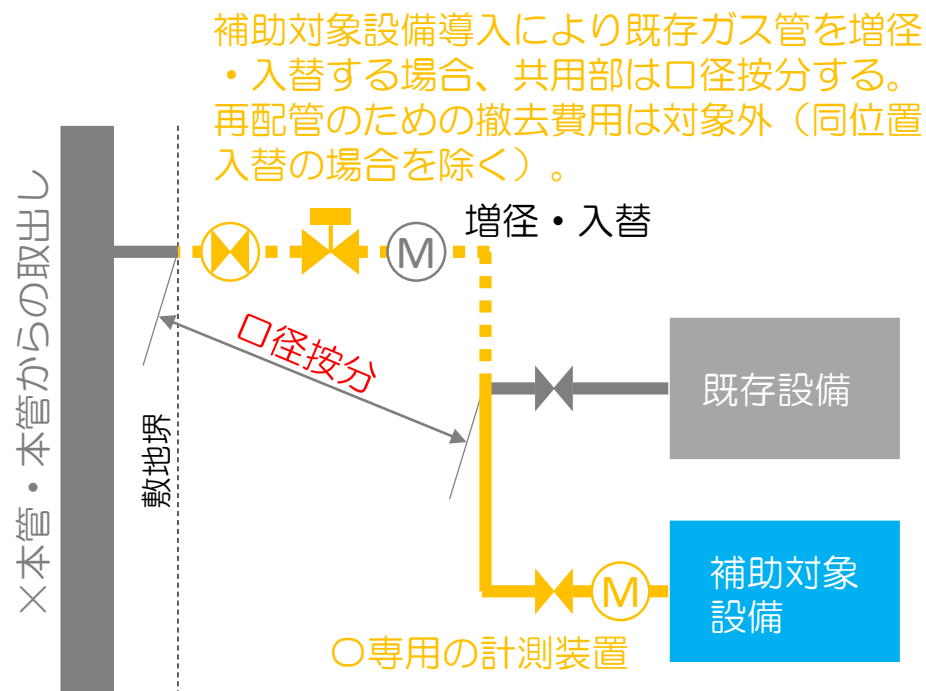
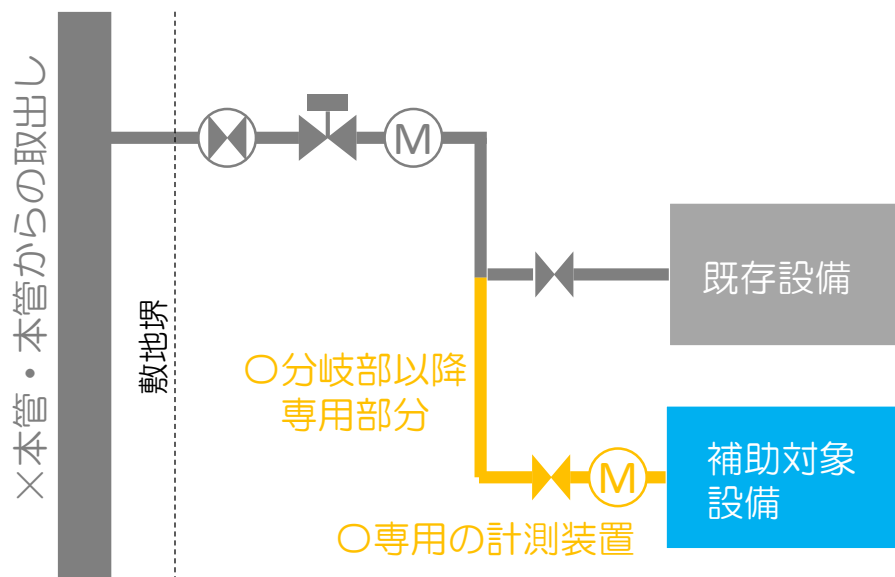
※取引メーターは専用の計測装置とはできない。やむを得ない場合はセンターの承認が必要。

補助対象範囲

※補助対象範囲の基本的な考え方を示したものです。
この記載内容がすべてではありません。
不明な点はセンターにお問い合わせください。

・敷地内ガス配管

(2) 既存ガス管がある場合



※取引メーターは専用の計測装置とはできない。やむを得ない場合はセンターの承認が必要。

補助率

中小企業者(みなし大企業を除く)、会社法上の会社以外の法人

：補助対象経費の $\frac{2}{3}$

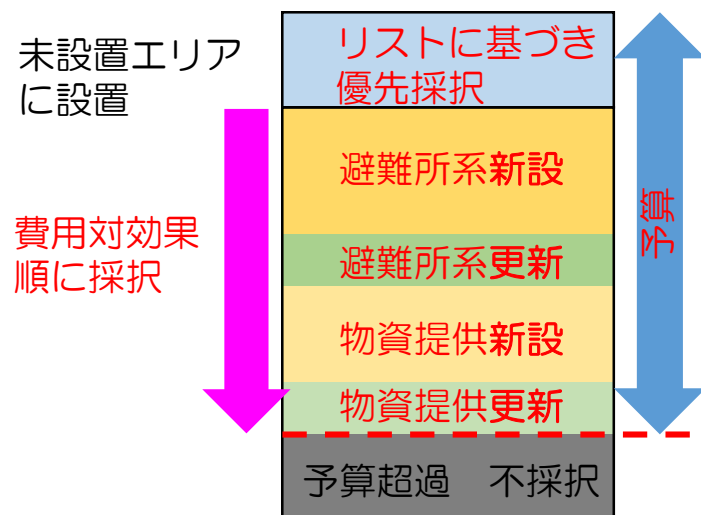
上記以外：補助対象経費の $\frac{1}{2}$

補助金上限額

3.4億円/1補助事業 ($\frac{2}{3}$)

2.55億円/1補助事業 ($\frac{1}{2}$)

交付決定



未設置エリアで同一市区町村に複数件申請があった場合、避難所等、病院等（物資提供以外）を未設置エリア該当物件として、費用対効果の最も高い1件を優先採択する。

上記以外の件名については、避難所系→物資提供の優先順位とする。
避難所・物資提供のそれぞれの区分内では新設→更新の優先順位とする。

新設・更新の考え方

新設

新規にBOSCGSを導入



新規にBOSCGSを増設



既存非BOSCGSをBOSCGSに改造

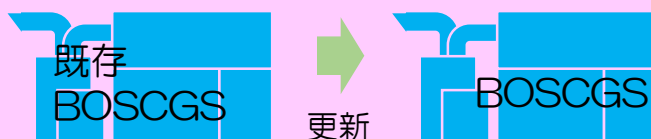


既存非BOSCGSをBOSCGSに新設



更新

既存BOSCGSをBOSCGSに更新

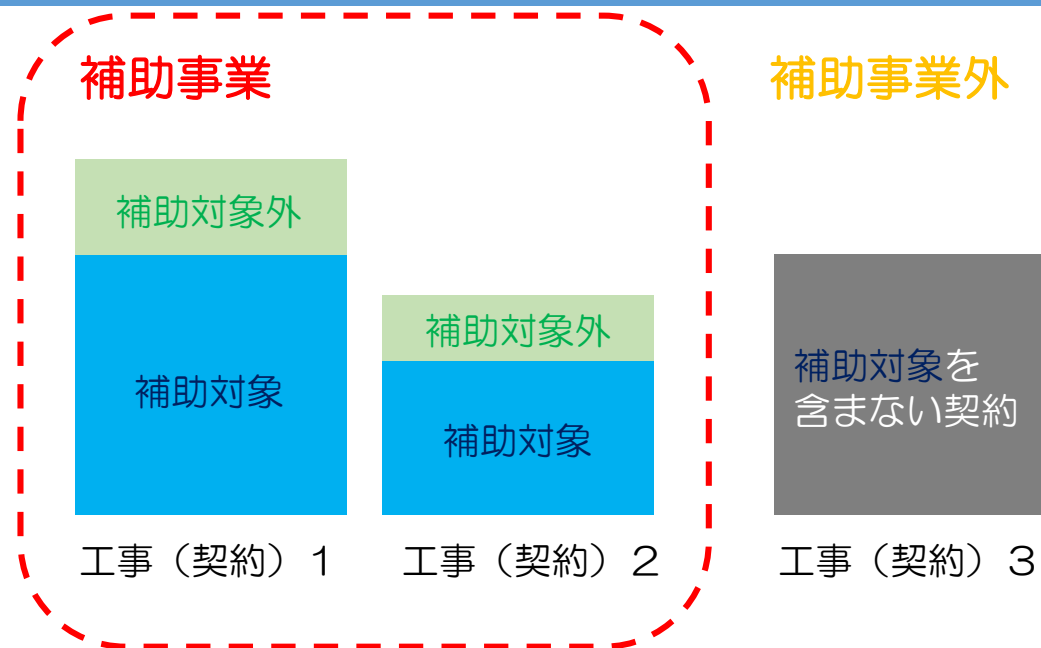


BOSCGS :
停電対応型コージェネレーションシステム

別 紙

補助事業 補助対象 補助対象外 補助事業外

補助事業に含まれるものは、補助対象外であっても、内容や金額に変更があれば、手続きが必要です。
また、補助対象外の工事でも、事業期間内に完了しなければ補助金は交付されません。



補助事業は契約単位です。
補助事業の契約に含まれるものは
補助対象外でも事業に含まれます。

補助事業に関連する
工事でも、補助対象を
含まない契約は、補助
事業外となります。
申請書に記載しません。

補助対象範囲：見積依頼時の留意事項

■補助対象でも留意すべき項目

- 補助対象外の項目が含まれる可能性がある項目
例)
 - 「諸経費」等 → 経費率などを明確にすること。
 - 「雑材料費」等 → 内容が不明。内訳を明示すること。
 - 「交通費・宿泊費」等 → 実績報告時に内訳が必要。
- 一式50万を超える項目は内訳を明示すること。

■補助対象外とすべき項目

- 事前調査費、見積費用（現場測量費も補助対象外）
- 建屋ならびに建屋に付属する設備（部品倉庫、電気室、制御室等）
- 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- 移設、撤去工事（ただし補助対象設備設置のために必要な工事は対象）
- 植栽及び外構工事
- 容易に移動または他用途に転用できるもの（消火器、柵、屋外照明等）
- 補助事業外の設備と共有するもの（配管、配線及びそれらの架台等）
- 消耗品（当該事業のみで使用されることが確認できないもの）
- 機器等の保管費用、書類等の運搬費
- ユーティリティ費（電気、ガス、水道、通信等）
- 仮設事務所、部材置場の建設費もしくは使用料
- 振込手数料

3社相見積について

- 有効な見積が3社分以上必要
- 3社引き合い→辞退が発生した場合はあらためてもう1社に見積依頼をして有効な見積が3社分以上そろえるようにする。

<参考>

- **一般競争入札**の場合、結果応札が1社であってもやむを得ない。競争入札のプロセスがわかる資料を添付すること。
- **指名競争入札**の場合、辞退等を考慮して5社程度以上を指名するのが望ましい。競争入札のプロセスがわかる資料を添付すること。

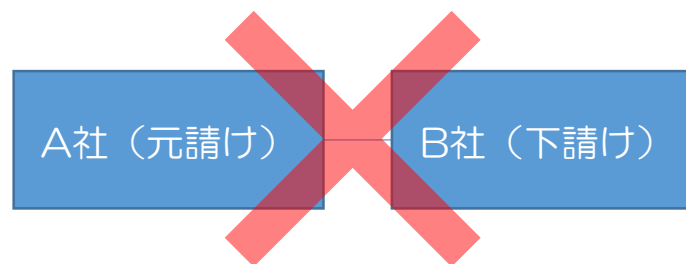
3社相見積について

- 相見積をとった3社が工事実施時に元請け下請けの関係になることは、公正な競争が行われていないと見なされる可能性があるため、望ましくない。避けられない事情がある場合を除き避ける。

3社相見積

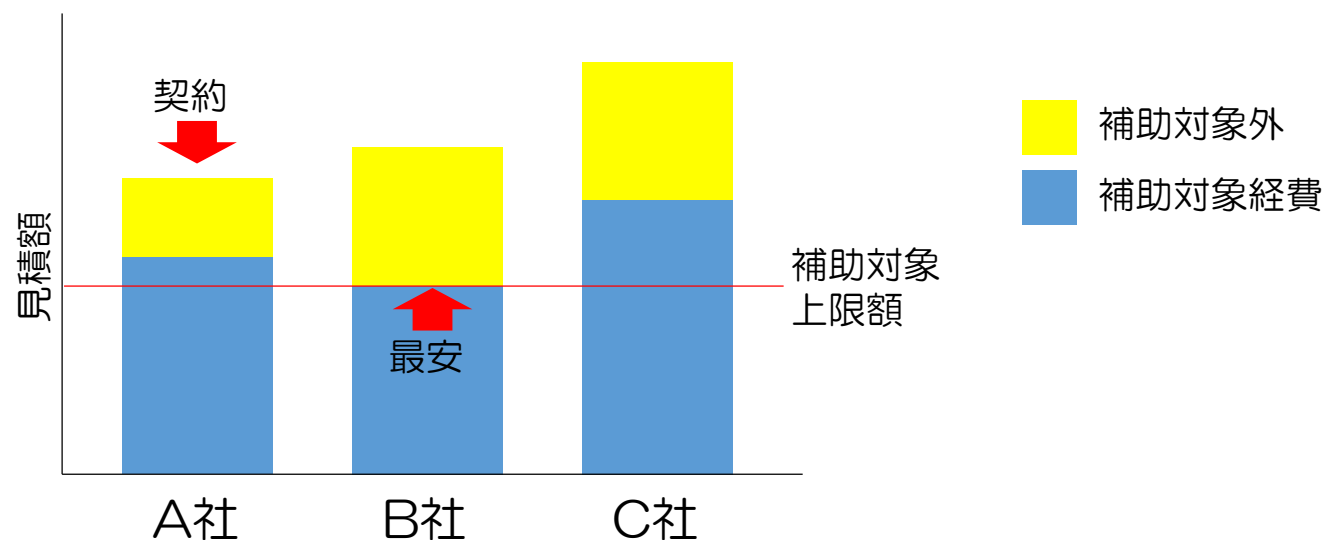


工事実施時



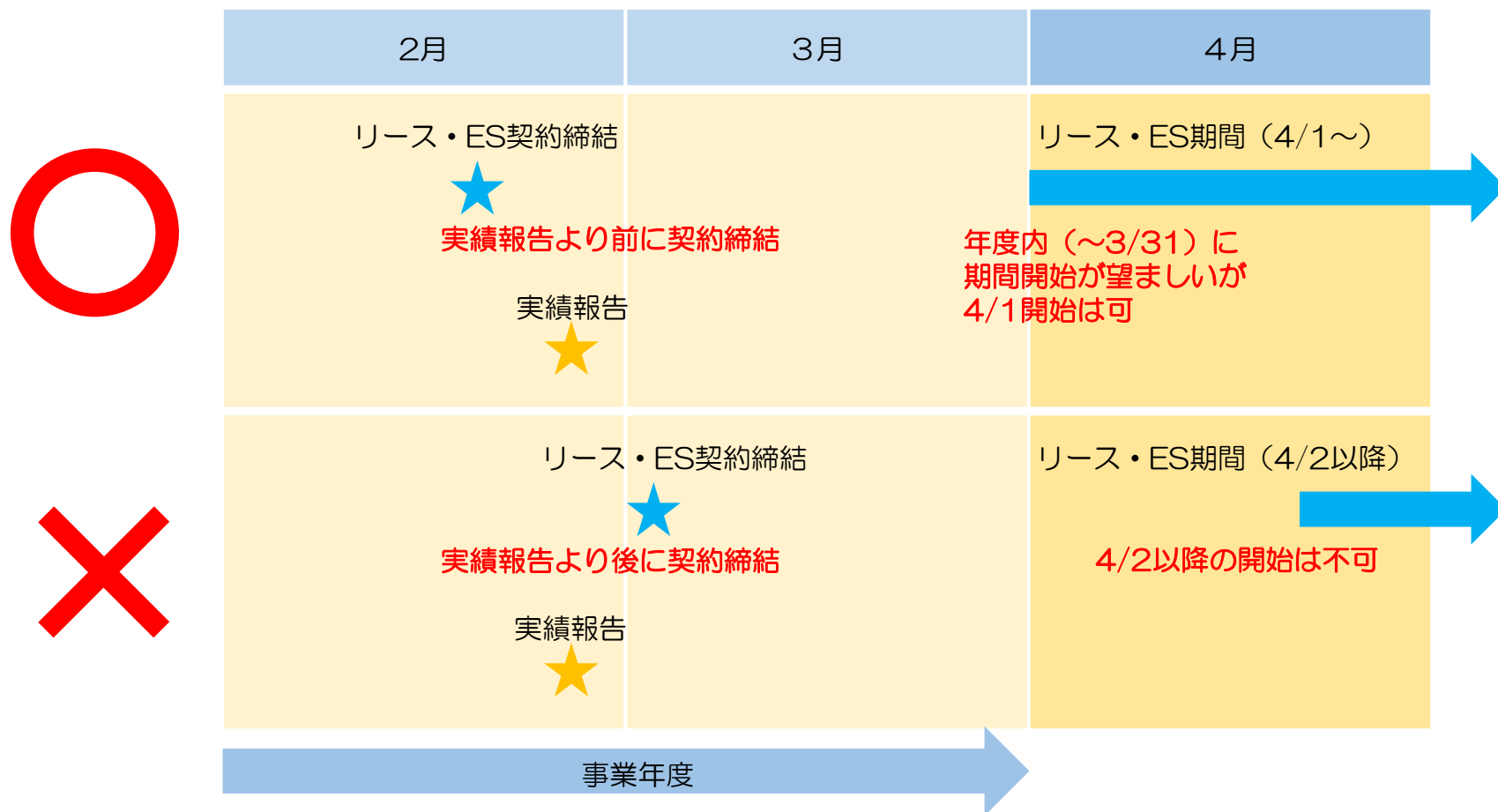
3社相見積について

- 契約については最も安価な見積業者と締結すること。但し、補助対象経費の最も安価な見積業者の額が補助対象額の上限となる。



リース・エネルギーサービスの 契約期間について

リース・エネルギーサービスは実績報告時には契約が締結されていること。
かつ、事業年度内に開始すること。ただし、翌4月1日開始は可とする。



振込受付書、振込金受取書の例

※要銀行出納印

**振込依頼書・預金口座振替による
振込受付書(兼振込手数料受取書)**

お振込指定日 平成 年月日

▼漢字でご記入ください

銀行名		支店名	
預金種目		金額	

▼該当する金融機関の番号をご記入ください

1. 銀行 3. 信組
2. 信金 4. その他

▼漢字／9文字以上の場合は欄内につめてご記入ください

カタカナ名(姓と名の間は「マ」を入れてご記入ください。濁点「・」は一字としてご記入ください)

お振込先
お受取る人
ご住所 日中のご連絡先 ()

ご依頼人様

株式会社 銀行

振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照合等のために振り込みが遅延することがあります。
通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等やむを得ない事由によって振り込みが遅延することもありますのでご了承ください。

このたびは、銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございました。
今後とも引き続き引き立て賜りますよう、お願い申し上げます。
お振り込みは速くて便利な自動サービス機をご利用ください。
現金でのお振り込みは、平日 午後6時までお取り扱いいたします。
キャッシュカードでのお振り込みは、平日 午後6時以降、土・日曜日、祝日もお取り扱いいたします。(一部店舗を除く)

消費税込手数料額

銀行出納印
日付

請求書の金額と同額とする。
※請求書の金額+振込手数料
を窓口で支払ってください。
振込手数料は補助対象外です。

日付の入った銀行出納印が必
要です。